〇一の一、乙三〇二の二、乙三〇三、乙三〇四の一、乙三〇四の二、乙三〇八から乙三一〇まで、乙三一一の一、乙三一一の二、乙三一二から乙三一九まで、乙三二〇の一、乙三二〇の二、乙三二一の一、乙三二一の二、乙三二二の一、乙三二三の二、乙三二三の二、乙三二四の三、乙三二四の四、乙八二〇、乙九九七から乙一〇〇七まで、乙一〇〇九、乙一〇一〇、乙一〇一二から乙一〇一四まで、乙一〇一七から乙一〇一九まで、乙一〇二〇の一、乙一〇二〇の二、乙一〇二一の一、乙一〇二一の二、乙一〇二二、乙一〇二七、乙一〇二九の一、乙一〇三〇から乙一〇三五まで、乙一〇三七から乙一〇四三まで、乙一〇四四の一、乙一〇四四の二、乙一〇五二から乙一〇五四まで、乙一〇五五の一、乙一〇五五の二、乙一〇五六から乙一〇五八まで、乙一〇六〇、乙一〇六二、乙一〇六四、乙一〇六五、乙一〇六七から乙一〇八〇まで、乙一〇八一の一、乙一〇八一の二、乙一〇八三から乙一〇八八まで、乙一〇九〇、乙一〇九一、乙一〇九三から乙一〇九七まで、乙一一〇〇、乙一一〇二、乙一一〇三の一、乙一一〇三の二、乙一一〇四、乙一一〇五の一から乙一一〇五の三まで、乙一一〇六、乙一一〇七、乙一一一の一から乙一一一二の四まで、乙一一三三、乙一一三九、乙一一三四〇の一、乙一一三四〇の二、乙一一三四一の一、乙一一三四一の二、乙一一三四二の一から乙一一三四二の三まで、乙一一三四三の一から乙一一三四三の三まで、乙一一三四七の一から乙一一三四七の三まで、乙一一三四八から乙一一三五三まで、乙一一三五五、乙一一三五六、乙一一三五七の一から乙一一三五七の六まで、乙一一三七九の一から乙一一三七九の七まで、乙一一三八〇の一、乙一一三八〇の二、乙一一三八一から乙一一三八四、乙一一三八七、乙一四八六、乙一四八七の一から乙一四八七の三まで、乙一四八八の一、乙一四八八の二、乙一五八八から乙一五九一まで、乙一五九二の一、乙一五九二の二、乙一五九三、乙一五九四の一、乙一五九四の二、乙一五九五から乙一五九七まで、乙一六三七、乙一六八九、乙一六九〇の一、乙一六九〇の二、乙一六九九の一から乙一六九九の三まで、乙一七〇〇の一、乙一七〇〇の二、乙一七〇一、乙一七〇二、乙一七〇五、乙一七〇六の一から乙一七〇六の三まで、乙一七〇七、乙一七〇九から乙一七一一まで、乙一七一三、乙一七一四、乙一七一七、乙一七一八の一、乙一七一八の二、乙一七一九の一、乙一七二〇の一から乙一七二〇の三まで、乙一七二一、乙一七二二の一から乙一七二二の四まで、乙一七二三、乙一七二四の一、乙一七二四の二、乙一七二五の一、乙一七二五の二、乙一七二六の二、乙一七二七の二、乙一七八一の一、乙一七八二、乙一七八三、乙一七八四の一、乙一七八四の二、乙一七八〇から乙一八一二まで、乙一八一三の一、乙一八一三の二、乙一八一四から乙一八一六まで、乙一八二四、乙一八二五の一、乙一八二五の二、乙一八二六の一、乙一八二六の二、乙一八二七、乙一八二八の一、乙一八二八の二、乙一八三〇から乙一八三二まで、乙一八三三の一、乙一八三四の一、乙一八三四の六から乙一八三四の八まで、乙一八三五の二、乙一八三七の一、乙一八三七の三、乙一八三八の一、乙一八三八の二、乙一八四一の一、乙一八四二の三まで、乙一八四四の一から乙一八四四の三まで、乙一八五一まで、乙一八五三から乙一八五七まで、乙一八七一から乙一八七三まで、乙一八九〇五の一、乙一九〇五の二、乙一九〇五の四、乙一九〇五の五、乙一九〇六の一から乙一九〇六の四まで、乙一九〇七の一、乙一九〇七の二、乙一九〇八の一、乙一九〇八の三から乙一九〇八の五まで、乙一九〇八の八から乙一九〇八の一〇まで、乙一九〇九の一、乙一九一〇の一、乙一九一〇の二、乙一九一四の一、乙一九一四の二、乙一九一五の一、乙一九一五の二、乙一九一六、乙一九一九の一、乙一九二〇から乙一九二五まで、乙一九二六の一、乙一九二六の二、乙一九二七から乙一九三〇まで、乙一九三二から乙一九三八まで、乙一九四〇、乙一九四一の一から乙一九四一の三まで、乙一九四二の一から乙一九四二の五まで、乙一九四三の一、乙一九四三の二、乙一九四四から乙一九四六まで、乙一九四八、乙一九五〇の一、乙一九五〇の三、乙一九五一、乙一九五二、乙一九五七、乙一九五八、乙一九五九の一、乙一九五九の二、乙一九六〇、乙一九六一、乙一九六二の一から乙一九六二の四まで、乙一九六三の一から乙一九六三の三まで、乙一九六四、乙一九六五の一、乙一九六五の二、乙一九六六の一から乙一九六六の五まで、乙一九六七、乙二〇二五の一、乙二〇二五の二、乙二〇二六から乙二〇二九まで、乙二〇三〇の一から乙二〇三〇の四まで、乙二〇三一、乙二〇六八の三、乙二〇六九の一から乙二〇六九の八まで、乙二〇七三の一から乙二〇七三の三まで、乙二〇七三の五から乙二〇七三の九まで、乙二〇七四の一から乙二〇七四の三まで、乙二〇七五の一から乙二〇七五の五まで、乙二〇七六、乙二〇七七の一から乙二〇七七の三まで、乙二〇七九から乙二〇八二まで、乙二〇八三の一、乙二〇八四、乙二一一九、乙二一二〇の一から乙二一二〇の三まで、乙二一二の一、乙二一一三の二、乙二一一三の一、乙二一一三の二、乙二一一三五まで、乙二一一三六の一、乙二一一三六の二、乙二一一三七の一、乙二一一三七の二、乙二一一三八の一、乙二一一三八の二、乙二一一三九、乙二一一四〇、乙二一一四一の一、乙二一一四一の二、乙二一一四二から乙二一四四まで、乙二一四八の二、乙二一四八の一、乙二一四九の一から乙二一四九の三まで、乙二一五〇、乙二一五一、乙二一五二の一から乙二一五二の四まで、乙二一五三の一から乙二一五三の六まで、乙二一五四の一から乙二一五四の三まで、乙二一五五の一、乙二一五五の二、乙二一五六の一、乙二一五六の二、乙二一五七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県小矢部市末友字東大谷九五から一四三まで、一四四の一から一四四の七まで、一四五から一五三まで、字西大谷三四四の一・三四四の三・三四五の一・三四八から三六〇まで・三七五・三七六の二・三九〇から三九四まで・四一二から四一四まで・四一六から四二〇まで・四二七から四三二まで・四三四・四三五・四三七から四三九まで・四四一から四四五まで（以上四十七筆について次の図に示す部分に限る。）、二七五から二八一まで、二八二の一、二八二の二、二八三の一、二八三の二、二八五の一、二八五の二、二八六、二八七の一、二八七の二、二八八、二八九の一、二九〇の一、二九〇の二、二九二から三〇〇まで、三〇一の一、三〇二の一、三〇二の二、三〇四から三一〇まで、三一五の一、三二五の二、三二六の一、三二六の二、三二七の一、三二七の二、三二八の一、三三八の二、三三九の一、三三九の二、三三五の一、三四四八の一から乙二四四八の四まで、乙二四四九の一から乙二四四九の三まで、乙二四五〇の一、乙二四五〇の三、乙二四五一、乙二四五二の一から乙二四五二の四まで、乙二四五三の一から乙二四五三の六まで、乙二四五四の一から乙二四五四の三まで、乙二四五五、乙二四五六の一、乙二四五六の二、乙二四五七の一、乙二四五七の二